

## 相談事例

ID: 02-01-027

相談タイトル

予定したリフォーム工事のキャンセルについて

Q: ご相談内容

知り合いに紹介してもらった業者にリフォーム工事を依頼しようと思い見積を出してもらったが、金額に折り合いがつかないためキャンセルしようと考えている。まだ契約はしていないが違約金のようなものを請求されるのか。金額に折り合いがつかないことも理由のひとつだが、工事着工を急いでいる業者に対して信用が無くなったこともキャンセルしたい理由。

A: 回答

まだ契約をしていないとのことですので、基本的には違約金等は発生しませんが、見積書の作成や図面などの作成を行っている場合、資料作成料等を請求される場合があるかもしれません。契約前の打合せ途中でのキャンセルについて、費用負担等、特に何も説明を受けていないとのことですので、もし請求された場合には説明がなかったことを基に、支払うことはできない旨説明し、交渉を行うことになると思います。